（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第六条の三の二　法第十七条の三の二第三項において準用する法第十七条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第十七条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第十七条の三の二第一項第一号に掲げる者　その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ　平成二十三年三月十一日以前から勤務している者　次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1)　労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿

(2)　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から勤務していることを明らかにする書類

ロ　平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者　その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類

(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第十七条の三の二第一項第一号に規定する避難対象区域（(3)及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二　令第十七条の三の二第一項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

第九条の二第一号中「東日本大震災復興特別区域法第三十七条第一項」を「同号の第一欄」に改め、同条を第九条の二の二とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第九条の二　法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第二項の規定を法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合の法人税法第五十九条第四項に規定する財務省令で定める書類に係る法人税法施行規則第二十六条の六第二号の規定の適用については、同号イ中「事実等」とあるのは「事実等）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（ロ(2)において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）」と、同号ロ(2)中「定める債権」とあるのは「定める債権（震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」とする。

第九条の三中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の三第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第九条の三の二　法第二十五条の三の二第三項において準用する法第二十五条の三第三項に規定する財務省令で定めるものは、法第二十五条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち次の各号に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める書類とする。

一　令第二十二条の三の二第一項第一号に掲げる者　その者が次に掲げる者のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次に定める書類

イ　平成二十三年三月十一日以前から勤務している者　次に掲げる書類のうちその旨を証する書類

(1)　労働基準法第百七条第一項に規定する労働者名簿

(2)　労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日以前から勤務していることを明らかにする書類

ロ　平成二十三年三月十一日後に新たに勤務することとなった者　その勤務することとなった者から提出された次に掲げる書類

(1)　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者の同日において令第二十二条の三の二第一項第一号に規定する避難対象区域（(3)及び次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同法第二十二条第一項の証明書

(2)　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）

(3)　(1)又は(2)に掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

二　令第二十二条の三の二第一項第二号に掲げる者　次に掲げる書類のうちその者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを証する書類

イ　住民票の写し（平成二十三年三月十一日後に転出している場合には、消除された住民票の写し）

ロ　住民基本台帳法第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、その者が平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していたことを明らかにする書類

第十三条第三項中「第二十三条の五の二第六項」を「第二十三条の五の二第七項」に改め、同条第四項中「第二十三条の五の二第六項」を「第二十三条の五の二第七項」に改め、同項第二号ロ(2)中「第四十条の四の二第二項第一号及び第二号」を「第四十条の四の二第二項各号」に、「並びに同項第一号及び第二号」を「及び当該各号」に改める。

第十四条第三項第二号ロ(2)中「第四十条の五第二項第一号及び第二号」を「第四十条の五第二項各号」に、「並びに同項第一号及び第二号」を「及び当該各号」に改める。

第十四条の二第四項中「第六項第一号及び第八項」を「第六項第一号及び第九項」に、「第六項及び第八項」を「第六項、第七項及び第九項」に改め、同条第六項第一号中「及び第八項に」を「、次項及び第九項に」に、「第八項第三号」を「第九項第三号」に、「増改築等（次号、次項第三号」に改め、同号に次のように加える。

ホ　令第二十九条の二第三項第五号に掲げる工事　当該工事が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同号に掲げる工事に該当する旨を証する書類